平成11年度 保育園入園申込ガイド

～ 受付期間：11月9日(月)～11月20日(金) AM 9:00～PM 3:00 ～

村内保育園では、平成11年４月から入園を希望する園児の入園申し込みを各保育園で受け付けます。どの保育園でも希望できます。下記の内容を参考に、期間内にお申し込みください。

村内保育園受入内容

保育園〔所在地〕TEL	中央保育園〔橋本137〕☎82－2165	和納保育園〔和納10区〕☎82－3009	和納第二保育園〔和納12区〕☎82－2169	間瀬保育園〔間瀬4区〕☎85－2131
定員	180名	140名	80名	35名
受入年齢（4月1日現在）	10カ月より	10カ月より	10カ月より	10カ月より
平常保育時間（　）内は土曜日	午前８：00～午後４：00（12：00まで）	午前８：00～午後４：00（12：00まで）	午前８：00～午後４：00（12：00まで）	午前８：00～午後４：00（12：00まで）
早朝受入時間 延長保育時間（　）内は土曜日	午前７：30～午後６：30まで（12：30まで）	午前７：30～午後６：30まで（12：30まで）	なし	なし
希望保育	年度末・年度始め・お盆休み期間 第２・第４土曜日		希望保育は、それぞれ中央または和納保育園で受け付けます。	
保育料	各世帯の税額や年齢別保育等、算定基準による徴収となります。（村内統一保育料徴収基準額表による）			
給食	３歳未満児は完全給食で、３歳以上児は副食給食です。			

保護者のみなさんへ

どの保育園を希望しても結構です。
現在入園中の園児で、複数年にわたり申し込みをしている方は、申し込み手続きは不要です。
ただし、家族の就労証明（添付書類）の提出が必要です。（１月末日まで）
保育園を変わる場合は、退園届と再申し込みが必要です。
入園申込書、早朝保育、延長保育申込書等、添付書類は役場住民福祉課と各保育園に用意してあります。
定員以上の申し込みがある場合は第２、第３希望保育園になることもありますのでご了承願います。

■平成11年度は中央保育園及び和納保育園で早朝・延長保育及び希望保育を実施します。
生後10ケ月より入園を希望される方はできるだけ受付期間内に申し込んで下さい。

お問い合わせ先　役場住民福祉課　児童福祉係　☎82-5712

シリーズ

平成12年4月から介護保険制度が始まります

その5

介護保険は、介護を必要とする人たちが、それぞれの能力に応じて、自立して生活できるように「在宅サービス」と「施設サービス」が提供されるようになります。
介護保険で考えられている「在宅サービス」と「施設サービス」は、現段階では、老人福祉法・医療保険制度の中で行われています。
今回は、老人福祉法・医療保険制度の中で、すでにあるものと介護保険に向けて村で検討中のものをご紹介します。

すでに行われているサービス（老人福祉法・医療保険）

■ホームヘルプサービス（訪問介護）
ホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、入浴・排泄・食事の介護などの日常生活上の世話を行うサービス。

■居宅療養管理指導（現在は、医療保険制度で行われています）
医師、歯科医師などが居宅を訪問して行う、療養上の管理や指導。

■デイサービス（日帰り介護）
デイサービスセンター等において、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話や、機能訓練を行うサービス。

■デイケア（日帰りリハビリテーション）
老人保健施設・病院等で、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリを行う。

■ショートステイ（短期入所生活介護）
介護者の一時的な理由により、自宅で介護が困難となった時、短期間、特別養護老人ホーム等において入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを行う。

■ショートステイ（短期入所療養介護）
心身機能の維持回復や、日常生活の自立を助けるため、介護老人保健施設（例・いわむろの里ほか）、療養型病床群等において、介護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の世話を行うサービス。

■福祉用具の貸出し・給付
心身の機能が低下していて、日常生活に支障がある要介護者の自立を支援するための特殊ベットや車いすなどを貸し出したり、給付したりします。

■在宅改修費の支給
手すりの取り付けや、段差解消などの小規模な改修の費用を支給します

■特別養護老人ホーム
常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所。

■老人保健施設
病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所。

■療養型病床群（現在は、医療保険制度で行われています）
比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院。

介護保険制度の中で給付を検討しているもの

■訪問入浴介護
寝たきり者に対して、安全で快適な入浴を確保するために、居宅を訪問して、浴槽を積んだ入浴車による訪問入浴サービス。

■訪問看護
看護婦などが居宅を訪問して、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。

■痴呆性老人のグループホーム
痴呆のための介護を必要とする人が、十人前後で共同生活をする住居（グループホーム）で、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話および機能訓練を行うサービス。

■有料老人ホーム等での介護
有料老人ホーム等での介護サービスも介護保険の対象となります。

ゆとりちゃんの介護保険Q&A

日本以外で、介護保険を行っている国はあるの？

ドイツでは1995年から介護保険が始っているんだ。
ドイツと比べて、日本と同じところは〝保険給付が受けられるかを審査会で決める〟ことや〝保険料を納める〟こと、〝在宅サービスと施設サービス〟のふたつがある点が同じで、違うところは、ドイツの場合、〝生まれたらすぐ保険料を納めなければならない〟ことや〝現金でもらえる〟ことが日本とは違っているんだよ。